

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

No.	公文書名	非開示部分		非開示理由	根拠法令
1	(仮) 広町二丁目地区土地区画整理事業概要案	広町地区地区計画案(再開発等促進区を定める地区計画)	—	当該情報は、認可前の区画整理事業に関する情報であって、都の機関、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、当事者間での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は当該事業に関して特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものであるため。また、都の機関又は独立行政法人等、他の地方公共団体が行う区画整理事業に関する事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、申請者等からの事前相談や任意での資料提供がなされなくなるなど、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京都情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第5号及び第6号
	(仮) 広町二丁目地区土地区画整理事業の概要		権利者	当該情報は、区画整理事業に携わる法人の当該事業に関する財務の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の資産の状況、経営方針、経営ノウハウが詳細に読み取ることができるようになるなど、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、都の機関又は独立行政法人等、他の地方公共団体が行う区画整理事業に関する事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、申請者等からの事前相談や任意での資料提供がなされなくなるなど、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	条例第7条第3号及び第6号
		整備後状況図	—	当該情報は、認可前の区画整理事業に関する情報であって、都の機関、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、当事者間での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は当該事業に関して特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものであるため。また、都の機関又は独立行政法人等、他の地方公共団体が行う区画整理事業に関する事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、申請者等からの事前相談や任意での資料提供がなされなくなるなど、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	条例第7条第5号及び第6号
2	東京都市計画土地区画整理事業広町二丁目土地区画整理事業事業計画(案)	—	—	当該情報は、区画整理事業に携わる法人の当該事業に関する財務の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の資産の状況、経営方針、経営ノウハウが詳細に読み取ることができるようになるなど、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、当該情報は、認可前の区画整理事業に関する情報であって、都の機関、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、当事者間での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は当該事業に関して特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものであるため。さらに、都の機関又は独立行政法人等、他の地方公共団体が行う区画整理事業に関する事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、申請者等からの事前相談や任意での資料提供がなされなくなるなど、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	条例第7条第3号、第5号及び第6号

3	広町地区 区画整理フレーム案 資料	表紙	—	当該情報は、認可前の区画整理事業に関する情報であって、都の機関、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、当事者間での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は当該事業に関して特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものであるため。さらに、都の機関又は独立行政法人等、他の地方公共団体が行う区画整理事業に関する事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、申請者等からの事前相談や任意での資料提供がなされなくなるなど、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	条例第7条第5号及び第6号
		1. 事業計画書における増進検討	事業所上の増進(案)	また、当該情報は、区画整理事業に携わる法人の当該事業に関する財務の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の資産の状況、経営方針、経営ノウハウが詳細に読み取ることができるようになるなど、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、当該情報は、認可前の区画整理事業に関する情報であって、都の機関、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、当事者間での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は当該事業に関して特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものであるため。さらに、都の機関又は独立行政法人等、他の地方公共団体が行う区画整理事業に関する事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、申請者等からの事前相談や任意での資料提供がなされなくなるなど、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	条例第7条第3号、第5号及び第6号
		2. 概略事業フレーム検討	事業費(案)	当該情報は、区画整理事業に携わる法人の当該事業に関する財務の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の資産の状況、経営方針、経営ノウハウが詳細に読み取ることができるようになるなど、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、当該情報は、認可前の区画整理事業に関する情報であって、都の機関、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、当事者間での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は当該事業に関して特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものであるため。さらに、都の機関又は独立行政法人等、他の地方公共団体が行う区画整理事業に関する事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、申請者等からの事前相談や任意での資料提供がなされなくなるなど、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	条例第7条第3号、第5号及び第6号
			事業計画書記載事項(案)	当該情報は、区画整理事業に携わる法人の当該事業に関する財務の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の資産の状況、経営方針、経営ノウハウが詳細に読み取ることができるようになるなど、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、当該情報は、認可前の区画整理事業に関する情報であって、都の機関、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、当事者間での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は当該事業に関して特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものであるため。さらに、都の機関又は独立行政法人等、他の地方公共団体が行う区画整理事業に関する事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、申請者等からの事前相談や任意での資料提供がなされなくなるなど、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	条例第7条第3号、第5号及び第6号

4	東京都市計画土地区画整理事業広町二丁目土地区画整理事業規準(案)	目次		当該情報は、認可前の区画整理事業に関する情報であって、都の機関、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、当事者間での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は当該事業に関して特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものであるため。また、都の機関又は独立行政法人等、他の地方公共団体が行う区画整理事業に関する事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、申請者等からの事前相談や任意での資料提供がなされなくなるなど、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	条例第7条第5号及び第6号
		第1章 総則、第2章 会計、第3章 評価、第4章 基準地積の決定、第5章 換地及び換地処分 第6章 清算、第7章 雑則		当該情報は、区画整理事業に携わる法人の当該事業に関する財務の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の資産の状況、経営方針、経営ノウハウが詳細に読み取ることができるようになるなど、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、当該情報は、認可前の区画整理事業に関する情報であって、都の機関、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、当事者間での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は当該事業に関して特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものであるため。	条例第7条第5号及び第6号
5	東京都市計画土地区画整理事業、広町二丁目土地区画整理事業 施行地区位置図	施行地区区域図		当該情報は、区画整理事業に携わる法人の当該事業に関する財務の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の権利状況が詳細に読み取ることができるようになるなど、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、当該情報は、認可前の区画整理事業に関する情報であって、都の機関、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、当事者間での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は当該事業に関して特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものであるため。	条例第7条第3号及び第6号
		現況図(口)		当該情報は、多くの土地所有者に関する権利が記載された内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の資産の状況、経営方針、経営ノウハウが詳細に読み取ることができるようになるなど、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、当該情報は、認可前の区画整理事業に関する情報であって、都の機関、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、当事者間での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は当該事業に関して特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものであるため。	条例第7条第3号及び第6号
		広町二丁目土地区画整理事業市街化予想図		当該情報は、認可前の区画整理事業に関する情報であって、都の機関並びに独立行政法人等、他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、当事者間での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は当該事業に関して特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものであるため。また、当該情報は、認可前の区画整理事業に関する情報であって、都の機関、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、当事者間での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は当該事業に関して特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものであるため。	条例第7条第5号及び第6号